

特定非営利活動法人大阪養神館合気道蒼晟会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人大阪養神館合気道蒼晟会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、合気道の道場運営や昇段試験に関する事業を行い、合気道の発展と技術の承継を図るとともに、次世代を担う青少年の健全育成や地域住民の心身の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）

第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 合気道道場の運営
 - ② 合気道の昇段試験の運営
 - ③ その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 宇都宮 正敏

副理事長 高橋 亮二

同 山下 精一

同 山本 悠也

監事 永田 清行

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 正会員入会金 | 2,000 円 |
| 正会員会費 | 年額6,000 円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 2,000 円 |
| 賛助会員会費 | 年額6,000 円 |

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 大阪養神館合気道蒼晟会

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	うつのみや まさとし 宇都宮 正敏		無
副理事長	たかはし りょうじ 高橋 亮二		無
副理事長	やました せいいち 山下 精一		有
副理事長	やまもと ゆうや 山本 悠也		無
監事	ながた きよゆき 永田 清行		無

書 旨 趣 立 設

特定非営利活動法人
大阪養神館合気道蒼晟会
設立代表者 山下 精一

1 趣旨

のま武こ有の社
スすのむにすを
レま和組常か」
トが「り非負節
ス場る取でち礼
やのすて上打「
化成和じむをと
薄形調通育手」
希間とをを相神
の人者涯律、精。
イな他生規てのす
テか、ず己じ和ま
ニ豊ずわ自通調い
ユとわ問やを「て
ミ持争女神導うえ
コ維を男精指い考
域健康敗若るのと
地健勝老す道うい
、の、重気合た
は身すは尊合めき
て心ま道を高い
い、い気者ちにて
おらて合他たいえ
にかれる、私互伝
会どらあき。く
社なめですな広
代加求」がではに
増現す道と益で会

る退のまの幅
ての、動
し代表、活
設、せして
開、より難
で、に絶お
人に担保す
は、後担ま
場者が力用
道、例、利
道、の、信
の、後、の
道、や、な
気、化、得
合、を、外
て、高、対
し、の、ざ
と、者、せ
状、導、鎖
現、指、閉
、を、の、と
、多、道、場
が、に、人、域
な、に、共、個
し、と、任、た
と、任、た

精神の組、的となす。技術は一続きです。技に継ぎをのてのめなを道た単場交流し気く、る交指合いはべ代目たたてち学世をきしたて多とて継私したこ上げ承。心する上へす安差せき代まが根さ築せりもに展が次あ誰会発ちくが、社・人とな要ず域及先こるまはを、るすどに道えせにと的气変さ固に來合をえ強持將で況絶を維、ま状態盤のし準のを基場供水に神織道提る

主たる一域的と
株園く地会
やを広て社
求益。つので
追利んもら欠
ののせをか可
益互ま性等不
利相利益関要
、員て公機必
て会しと育が
とし、適性教と
態」は明やこ
形社人い行す
組織法高、立
組会社、は設
の株社きにを
め「般開め人
たる一をた法た
する「戸くし
すとい門いNPO
成的強ていり
達目がししす至
をを質対献やに
的当性に貢得論
の配的市民に結
こへ共般社信い

段地の昇や道、或成氣、營育合、運全と、場健益、道の利、道の年、道少体、氣青全、合う会、担社。てをくすし代広ま、対世、し、に次々と、々、な、方、い、進、目、の、行、増、を、民、を、康、と、市、業、健、こ、般、事、の、る、一、る、身、す、は、関、の、寄、に、人、に、民、に、法、験、住、展、本、試、域、発、

2 申請に至るまでの経過

2019年ごろ、会議の席で「今の状態では、代表の宇都宮に不測の事態が発生した場合に当流派の技術が途絶えてしまう」ということが話題にのぼりました。これが最初に法人

化を検討したタイミングです。
しかし、この後コロナ禍が発生し、門下生が減少してしまいました。そのため、法人化を一旦延期したという経緯があります。

6年が経過した2025年に、コロナ前の会員数まで戻すことができました。このこともあり、改めて検討した結果NPO法人を2026年中に設立することを目指すことにしました。

初年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人大阪養神館合気道蒼晟会

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、道場の運営、昇段試験の運営を中心に合気道の発展に寄与する事業を行う。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 合気道道場の運営

【内 容】 大阪市、門真市、守口市、大東市等で、合気道の道場を運営する。

【実施場所】 各市の体育館や福祉会館等

【実施日時】 各会場で、週に一度

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 800,000 円（A 生徒（月謝）@4,000 円×25 人×5 か月、B 生徒（月謝）@2,000 円×25 人×5 ヶ月、チケット（利用料）@2,500 円×20 枚）

【費 用】 561,000 円（会場費@1,500 円×7 会場×4 回×5 ヶ月、外注費（講師代）@300,000 円×1 回、会議費 1,000 円、教育指導費（行事費用）@50,000 円×1 回）

(2) 合気道の昇段試験の運営

【内 容】 大阪市、門真市、守口市、大東市等で、合気道の昇段試験を実施する。

【実施場所】 各市の体育館や福祉会館等

【実施日時】 3 月、6 月、9 月、12 月の年 4 回のうち、今年度は 2 回開催予定

【事業の対象者】 昇段試験受験者

【収 益】 84,000 円（段審査審査料 6,000 円×4 人、級審査審査料 3,000 円×20 人）

【費 用】 なし（(1) に含まれる）

翌年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人大阪養神館合気道蒼晟会

I 事業の実施方針

翌年度は、道場運営および昇段試験の円滑な実施を継続するとともに、指導体制の強化や安全管理の徹底など、事業の質の向上を図り、合気道のさらなる普及と発展に寄与する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 合気道道場の運営

【内 容】 大阪市、門真市、守口市、大東市等で、合気道の道場を運営する。

【実施場所】 各市の体育館や福祉会館等

【実施日時】 各会場で、週に一度

【事業の対象者】 一般市民

【収 益】 2,395,000 円 (A 生徒 (月謝) @4,000 円×30 人×12 か月、B 生徒 (月謝) @2,000 円×30 人×12 ヶ月、チケット (利用料) @2,500 円×50 枚、会員更新料@2,200 円×50 人)

【費 用】 1,156,000 円 (会場費@1,500 円×7 会場×4 回×12 ヶ月、外注費 (講師代) @300,000 円×2 回、会議費 2,000 円、教育指導費 (行事費用) @50,000 円×1 回)

(2) 合気道の昇段試験の運営

【内 容】 大阪市、門真市、守口市、大東市等で、合気道の昇段試験を実施する。

【実施場所】 各市の体育館や福祉会館等

【実施日時】 3月、6月、9月、12月

【事業の対象者】 昇段試験受験者

【収 益】 168,000 円 (段審査審査料 6,000 円×8 人、級審査審査料 3,000 円×40 人)

【費 用】 なし ((1) に含まれる)

初年度活動予算書

特定非営利活動法人大阪養神館合気道蒼晟会
成立の日から令和9年3月31日まで
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	112,000		
賛助会員受取会費	0	112,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
合気道道場の運営事業収益	800,000		
合気道の昇段試験の運営事業収益	84,000	884,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計	0		996,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	1,000		
旅費交通費	0		
教育指導費（行事費用）	50,000		
通信運搬費	0		
外注費（講師代）	300,000		
会場費	210,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	561,000		
事業費計		561,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	120,000		
給料手当	0		
法定福利費	50,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	170,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
支払報酬額	200,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	200,000		
管理費計		370,000	
経常費用計			931,000
当期正味財産増減額			65,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			65,000

翌年度活動予算書

特定非営利活動法人大阪養神館合気道蒼晟会
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	84,000		
賛助会員受取会費	0	84,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
合気道道場の運営事業収益	2,395,000		
合気道の昇段試験の運営事業収益	168,000	2,563,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計	0		2,647,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	2,000		
旅費交通費	0		
教育指導費（行事費用）	50,000		
通信運搬費	0		
外注費（講師代）	600,000		
会場費	504,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	1,156,000		
事業費計		1,156,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	288,000		
給料手当	0		
法定福利費	100,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	388,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
支払報酬額	500,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	500,000		
管理費計		888,000	
経常費用計			2,044,000
当期正味財産増減額			603,000
前期繰越正味財産額			65,000
次期繰越正味財産額			668,000